

【第25回大阪市大規模小売店舗立地審議会議事要旨】

日 時 平成18年5月19日(金)午後3時から

場 所 ヴィアーレ大阪

出席委員 石原委員、小谷委員、塚口委員、加藤委員、貫上委員、
難波委員、和久井委員、檜谷委員

議 事

(1) 審議案件

大規模小売店舗立地法に基づく、以下の新設届出4件、変更届出1件の計5件について審議を行った。

- ・ 「(仮称)ダイヤモンドシテイ鶴見ショッピングセンター」[新設]
- ・ 「(仮称)アイビス難波店」[新設]
- ・ 「(仮称)淀屋橋地区第一種市街地再開発事業施設建築物」[新設]
- ・ 「(仮称)西梅田プロジェクト」[新設]
- ・ 「平野ショッピングセンター」[駐車場収容台数減等]

(2) 審議結果概要

「(仮称)ダイヤモンドシテイ鶴見ショッピングセンター」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 来店者の公共交通機関の利用促進など、来店車両の削減に努めるべく対策を講じ、実施するよう要望する。

なお、当該内容については、法運用主体である大阪市に対して報告をし、その検証に努める必要がある。

- ・ 店舗周辺及び店舗内の歩行者と車の動線が輻湊する個所においては、交通警備員の配置を行うなど安全性の確保に努める必要がある。
- ・ 開店後においても、地域住民との意思疎通を図り、住民等からの周辺地域の生活環境にかかわる意見があれば、適切に対応し、周辺生活環境の保持を心がけるよう要望する。
- ・ 深夜営業に関しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

「（仮称）アイビス難波店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

「特になし」

「（仮称）淀屋橋地区第一種市街地再開発事業施設建築物」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

「特になし」

「（仮称）西梅田プロジェクト」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

「特になし」

「平野ショッピングセンター」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 変更後において駐車場・駐輪場の収容台数について不足が生じることがあれば速やかに対策を講じること。
- ・ 深夜営業に際しては、交通・騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通・騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

〔配布資料〕

- 資料1 「（仮称）ダイヤモンドシティ鶴見ショッピングセンター」届出要約書
- 資料1-2 「（仮称）ダイヤモンドシティ鶴見ショッピングセンター」住民等意見書
- 資料2 「（仮称）アイビス難波店」届出要約書
- 資料3 「（仮称）淀屋橋地区第一種市街地再開発事業施設建築物」届出要約書
- 資料4 「（仮称）西梅田プロジェクト」届出要約書
- 資料5 「平野ショッピングセンター」届出要約書

【問い合わせ先】 大阪市経済局産業振興部商業振興課
(電話)06-6208-8967